

厚生労働省発食安第 1031003 号

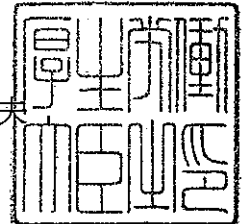
平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること
2. 別紙に掲げる、指定添加物 13 品目に係る 14 成分規格及び既存添加物 14 品目に係る 13 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと



1. 新たに成分規格が作成される既存添加物（一般飲食物添加物 1 品目を含む。
[] 内は規格名を示す。）

アカキャベツ色素（一般飲食物添加物）、*N*-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、L-アラビノース、イノシトール [*myo*-イノシトール]、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン [α -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン]、5'-シチジル酸、焼成カルシウム [貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン（抽出物）、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン（抽出物）、デキストラン、トコトリエノール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小繊維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモブシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、D-リボース、ルチン酵素分解物、ルチン [エンジュ抽出物]

2. 純度試験の見直し等を行う添加物（[] 内は規格名を示す。）

①指定添加物

亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。） [グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛]、アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、ショ糖脂肪酸エステル、スクラロース、D-ソルビトール [D-ソルビトール液]、ナタマイシン、ビタミンA [ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル [ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、硫酸第一鉄、リン酸三マグネシウム

②既存添加物

アラビアガム、カラギナン [加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カロブ

ビーンガム、キサントガム、グァーガム、ジェランガム、植物レシチン〔レシチン〕、トリプシン、パパイン、ブロメライン、分別レシチン〔レシチン〕、ペクチン、ペプシン、卵黄レシチン〔レシチン〕

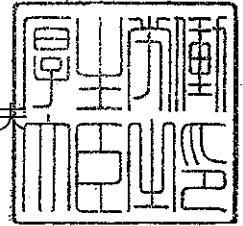
厚生労働省発食安第 1031004 号

平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



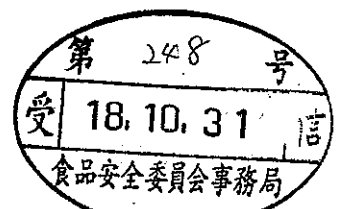
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準若しくは規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合

1. 別紙に掲げる、指定添加物 91 品目に係る 92 成分規格、既存添加物 27 品目に係る 27 成分規格及び「合成膨張剤」の成分規格に関して、試験の操作性の改善、精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、一般試験法及び各成分規格を改正すること
2. 別紙に掲げる、既存添加物 22 品目に係る 22 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格に関して、動植物、微生物の定義の明確化のため、これらに学名を付記すること
3. IUPAC 命名法に基づく名称や日本工業規格番号を付記すること、及び構造



式の記載法や用語、用例等の統一を行うこと

1. 成分規格が改正される添加物及びその成分規格、並びに、一般試験法の改正により規定が変更される添加物及びその成分規格〔 $\square$ 〕内は規格名を示す。）

①指定添加物

亜酸化窒素、亜硝酸ナトリウム、L-アスコルビン酸 2-グルコシド、アスパルテーム、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセトフェノン、アミルアルコール、 α -アミルシンナムアルデヒド、DL-アラニン、イオノン、イソアミルアルコール、イソオイゲノール、イソブタノール、イソプロパノール、 γ -ウンデカラクトン、エステルガム、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、エチルバニリン、2-エチル-3-メチルピラジン、塩化カリウム、オイゲノール、オクタナール、オクタン酸エチル、 β -カロテン、ギ酸イソアミル、キシリトール、クエン酸イソプロピル、グリセリン脂肪酸エステル、グルコン酸、グルコン酸カリウム、グルコン酸第一鉄、グルコン酸ナトリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、酢酸ビニル樹脂、酢酸ベンジル、酢酸リナリル、サリチル酸メチル、次亜硫酸ナトリウム、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、シトラール、1,8-シネオール、食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色 40 号、食用赤色 40 号アルミニウムレーキ〕、シリコーン樹脂、シンナムアルデヒド、水酸化カリウム〔水酸化カリウム、水酸化カリウム液〕、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸マグネシウム、ソルビタン脂肪酸エステル、D-ソルビトール〔D-ソルビトール〕、チアミン硝酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩、デカン酸エチル、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、銅塩類（グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。）〔グルコン酸銅、硫酸銅〕、dl- α -トコフェロール、2,3,5-トリメチルピラジン、乳酸、 γ -ノナラクトン、ノルビキシナカリウム〔水溶性アナトー〕、ノルビキシナナトリウム〔水溶性アナトー〕、パラメチルアセトフェノン、ビオチン、ビタミンA〔粉末ビタミンA〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔粉末ビタミンA〕、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、氷酢酸〔酢酸〕、フェニル酢酸イソアミル、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、ブタノール、プロパノール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、ヘキサン酸アリル、ヘプタン酸エチル、ベンズアルデヒド、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリイソブチレン、ポリビニルポリピロリドン、ポリブテン、マルトール、D-マンニトール、DL-メチオニン、5-メチルキノキサリン、メチル β -ナフチルケトン、モルホリン脂肪酸塩、葉酸、リナロオール、リン酸三カルシウム

②既存添加物

アルギン酸、ガティガム、カラメルⅠ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、カラヤガム、カルナウバロウ、カンデリラロウ、ケイソウ土、シェラック、シクロデキストリン、 $[\beta$ -シクロデキストリン]、タルク、ダンマル樹脂、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、*d*- α -トコフェロール、トラガントガム、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、パーライト、微結晶セルロース、ビートレッド、粉末セルロース、ヘキサシ、マリーゴールド色素、ミックストコフェロール、流動パラフィン

③「合成膨張剤」の成分規格

2. 学名が付記される添加物（〔 〕内は規格名を示す。）

①既存添加物

ウコン色素、ガティガム、カラヤガム、カルナウバロウ、カンデリラロウ、キラヤ抽出物、コチニール色素、シェラック、タウマチン、ダンマル樹脂、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、トラガントガム、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、ビートレッド、ブドウ果皮色素、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、マリーゴールド色素、ミツロウ

②一般飲食物添加物

ブラックカーラント色素

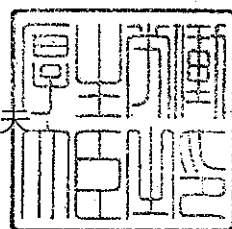
厚生労働省発食安第 1031001 号

平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について意見を求めたことの下取り下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、平成 18 年 1 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0118002 号をもって貴職に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること
2. 別紙に掲げる、指定添加物 12 品目に係る 15 成分規格及び既存添加物 11 品目に係る 12 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと



1. 新たに成分規格が作成される既存添加物（一般飲食物添加物 1 品目を含む。
[] 内は規格名を示す。）

アカキャベツ色素（一般飲食物添加物）、*N*-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、L-アラビノース、イノシトール [*myo*-イノシトール]、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン [α -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン]、5'-シチジル酸、焼成カルシウム [貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン（抽出物）、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン（抽出物）、デキストラン、トコトリエノール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小繊維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモプシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、D-リボース、ルチン酵素分解物、ルチン [エンジュ抽出物]

2. 純度試験等の見直しを行う添加物（[] 内は規格名を示す。）

①指定添加物

アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、シヨ糖脂肪酸エステル、スクラロース、D-ソルビトール [D-ソルビトール、D-ソルビトール液]、ビタミンA [ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル [ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、フェロシアン化物 [フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム、フェロシアン化ナトリウム]、D-マンニトール、硫酸第一鉄

②既存添加物

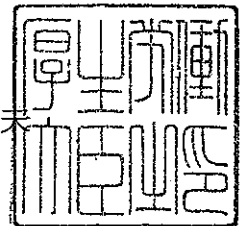
アラビアガム、カラギナン [加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カロブ

ビーンガム、キサントガム、グァーガム、ジェランガム、トリプシン、パ
イン、プロメライン、ペクチン、ペプシン

厚生労働省発食安第 1031002 号
平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



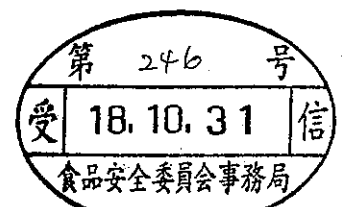
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて照会したことの取り下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準若しくは規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされており、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか、平成 18 年 1 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0118003 号をもって貴職に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合

1. 別紙に掲げる、指定添加物 73 品目に係る 72 成分規格、既存添加物 23 品目に係る 22 成分規格及び「合成膨張剤」の成分規格に関して、試験の操作性の改善、精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、一般試験法及び各成分規格を改正すること
2. 別紙に掲げる、既存添加物 13 品目に係る 14 成分規格及び一般飲食物添加



物1品目に係る1成分規格に関して、動植物、微生物の定義の明確化のため、これらに学名を付記すること

3. IUPAC 命名法に基づく名称や日本工業規格番号を付記すること、及び構造式の記載法や用語、用例等の統一を行うこと

1. 成分規格が改正される添加物及びその成分規格、並びに、一般試験法の改正により規定が変更される添加物及びその成分規格（〔 〕内は規格名を示す。）

①指定添加物

亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。）〔グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛〕、亜酸化窒素、亜硝酸ナトリウム、L-アスコルビン酸 2-グルコシド、アスパルテーム、アセト酢酸エチル、アセトフェノン、アミルアルコール、 α -アミルシンナムアルデヒド、DL-アラニン、イオノン、イソアミルアルコール、イソオイゲノール、イソブタノール、イソプロパノール、 γ -ウンデカラクトン、エステルガム、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、エチルバニリン、塩化カリウム、オイゲノール、オクタナール、オクタン酸エチル、 β -カロテン、ギ酸イソアミル、キシリトール、クエン酸イソプロピル、グリセリン脂肪酸エステル、グルコン酸ナトリウム、酢酸ビニル樹脂、酢酸ベンジル、酢酸リナリル、サリチル酸メチル、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、シトラール、1,8-シネオール、シリコーン樹脂、シンナムアルデヒド、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸マグネシウム、ソルビタン脂肪酸エステル、デカン酸エチル、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、*dl*- α -トコフェロール、2,3,5-トリメチルピラジン、 γ -ノナラクトン、ノルビキシナリウム〔水溶性アナトー〕、ノルビキシナトリウム〔水溶性アナトー〕、パラメチルアセトフェノン、ビオチン、ビタミンA〔粉末ビタミンA〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔粉末ビタミンA〕、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、氷酢酸〔酢酸〕、フェニル酢酸イソアミル、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、プロパノール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、ヘキサン酸アリル、ヘキサン酸エチル、ベンズアルデヒド、ポリイソブチレン、ポリビニルポリピロリドン、マルトール、DL-メチオニン、メチル β -ナフチルケトン、モルホリン脂肪酸塩、葉酸、リナロオール、リン酸三カルシウム、リン酸三マグネシウム

②既存添加物

ガティガム、カラメルⅠ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、カラヤガム、カルナウバロウ、カンデリラロウ、シェラック、植物レシチン〔レシチン〕、ダンマル樹脂、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、*d*- α -トコフェロール、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、微結晶セルロース、ビートレッド、粉末セルロース、ヘキサン、マリーゴールド色素、ミックストコフェロール、卵黄レシチン〔レシチン〕、流動パラフィン

③「合成膨張剤」の成分規格

2. 学名が付記される添加物（〔 〕内は規格名を示す。）

①既存添加物

アラビアガム、カラギナン〔加工ユーケマ藻類、精製カラギナン〕、カロブ
ビーンガム、キサントガム、グァーガム、ジェランガム、ブドウ果皮色素、
ブロメライン、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、マリーゴ
ールド色素、ミツロウ

②一般飲食物添加物

ブラックカーラント色素